

魚津市地域防災計画 追録加除整理一覧表

追録の加除整理が終わったら、必ず改定日と加除整理の年月日をこの表に記入してください。

追 録 号 数	改 定 日	加 除 整 理	整 理 者 印
第 1 号	平成23年 8月 1日	平成23年 9月 17日	
第 2 号	平成25年 2月 20日	平成25年 4月 1日	
第 3 号	平成26年 2月 18日	平成26年 4月 1日	
第 4 号	平成27年 2月 23日	平成27年 4月 1日	
第 5 号	平成28年 2月 19日	平成28年 4月 1日	
第 6 号	平成29年 2月 15日	平成29年 4月 1日	
第 7 号	平成30年 2月 22日	平成30年 4月 1日	
第 8 号	平成31年 2月 25日	平成31年 4月 1日	
第 9 号	令和 元年 8月 21日	令和 元年 9月 30日	
第 10 号	令和 2年 3月 2日	令和 2年 4月 1日	
第 11 号	令和 3年 3月 3日	令和 3年 4月 1日	
第 12 号	令和 3年 8月 16日	令和 3年 9月 1日	
第 13 号	令和 4年 3月 14日	令和 4年 4月 1日	
第 14 号	令和 5年 2月 14日	令和 5年 4月 1日	
第 15 号	令和 6年 3月 26日	令和 6年 4月 1日	
第 16 号	令和 6年 7月 23日	令和 6年 8月 23日	
第 17 号	年 月 日	年 月 日	
第 18 号	年 月 日	年 月 日	
第 19 号	年 月 日	年 月 日	
第 20 号	年 月 日	年 月 日	

魚津市地域防災計画 追録加除整理一覧表

追録号数	改 定 日	加 除 整 理	整 理 者 印
第 2 1 号	年 月 日	年 月 日	
第 2 2 号	年 月 日	年 月 日	
第 2 3 号	年 月 日	年 月 日	
第 2 4 号	年 月 日	年 月 日	
第 2 5 号	年 月 日	年 月 日	
第 2 6 号	年 月 日	年 月 日	
第 2 7 号	年 月 日	年 月 日	
第 2 8 号	年 月 日	年 月 日	
第 2 9 号	年 月 日	年 月 日	
第 3 0 号	年 月 日	年 月 日	
第 3 1 号	年 月 日	年 月 日	
第 3 2 号	年 月 日	年 月 日	
第 3 3 号	年 月 日	年 月 日	
第 3 4 号	年 月 日	年 月 日	
第 3 5 号	年 月 日	年 月 日	
第 3 6 号	年 月 日	年 月 日	
第 3 7 号	年 月 日	年 月 日	
第 3 8 号	年 月 日	年 月 日	
第 3 9 号	年 月 日	年 月 日	
第 4 0 号	年 月 日	年 月 日	

11-55	災害時における応急対策業務に関する協定書-----	1272
11-56	災害時における情報の提供及び輸送業務に関する協定-----	1274
11-57	災害時における魚津市と魚津市内郵便局の協力に関する協定書-----	1276
11-58	災害時における応急対策業務に関する協定書-----	1280
11-59	災害時における飲料水の供給に関する協定書-----	1282
11-60	災害に係る情報発信等に関する協定-----	1288
11-61	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書-----	1290
11-62	原子力災害時における掛川市民の県外広域避難に関する協定書-----	1292
11-63	災害時における臨時災害放送局開設の協力に関する協定-----	1294
11-64	地震災害時における被災建築物の応急対策活動の協力に関する協定書-----	1296
11-65	雪害時における緊急待避所等としての施設の使用に関する覚書-----	1299
11-66	災害時における復旧支援協力に関する協定-----	1301
11-67	災害時における物資の供給協力に関する協定書-----	1303
11-68	災害時における物資供給等に関する協定書-----	1305
11-69	災害時等における宿泊施設の利用等に関する協定-----	1308
11-70	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書-----	1315
11-71	災害時における救援物資の供給および一時避難所の提供に関する協定書-----	1317
11-72	災害時における救援物資集積場所の設置 及び救援物資の輸送並びに一時避難場所の提供の協力に関する協定書-----	1319
11-73	大規模災害時における相互連携に関する確認書-----	1321
11-74	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書-----	1324
11-75	災害時における連携に関する協定書-----	1326
11-76	災害時相互応援協定書（東京都国分寺市）-----	1328
11-77	「みんな元気になるトイレ」派遣協力等に関する協定書-----	1330
11-78	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書-----	1332
12	防災関係機関に関する資料	
12-1	連絡先一覧表-----	1351
13	防災会議等に関する資料	
13-1	魚津市防災会議条例-----	1381
13-2	魚津市防災会議委員-----	1383
13-3	魚津市災害対策本部条例-----	1384
14	その他	
14-1	災害救助法の概要及び基準-----	1401
14-2	激甚災害指定基準-----	1408

14-3	災害対策基本法	1413
14-4	指定文化財一覧	1450
14-5	気象庁震度階級関連解説表	1451

様式集

様式 1	災害情報記録票	1501
様式 2	部関係被害状況（概況・確定）報告書	1502
様式 3	「火災・災害等即報要領」に基づく報告様式	1503
	第1号様式（火災）	1503
	第2号様式（特定の事故）	1504
	第3号様式（救急・救助事故等）	1505
	第4号様式（その1）災害概況即報	1506
	第4号様式（その2）被害状況即報	1507
	（参考）「火災・災害等即報要領」に基づく報告フロー図	1509
	（参考）火災・災害等即報要領「即報基準」と「直接即報基準」の比較表	1510
	（参考）被害程度の判定基準等	1513
	（参考）雪害に係る被害の取扱いについて	1515
様式 4	公用令書	1516
様式 5	自衛隊の派遣要請依頼書	1519
様式 6	自衛隊の撤収要請依頼書	1520
様式 7	救援物資の調達要請書	1521
様式 8	避難所開設状況報告書（中間・確定）	1522
様式 9	避難者名簿	1523
様式 10	避難者名簿（世帯票）	1524
様式 11	り災証明申請書	1525
様式 12-1	り災証明書	1526
様式 12-2	り災証明書（住家以外）	1527
様式 13	り災者台帳	1528
様式 14	救助実施記録日計票	1529
様式 15	救助日報	1530
様式 16	義援物資受付台帳	1532

【富山県に関わる活断層の地震評価（地震調査研究推進本部）】

地震調査研究推進本部は、全国の主要な110の内陸型の活断層や海溝型地震の活動間隔、次の地震の発生可能性等を評価している。

富山県に関わる活断層の地震評価として、平成14年12月（平成20年5月一部改訂）に砺波平野断層帯・呉羽山断層帯、平成16年9月に跡津川断層帯・庄川断層帯、平成17年3月に牛首断層帯、平成19年5月に魚津断層帯の長期評価結果が公表されている。

地震発生確率では、砺波平野断層帯東部及び呉羽山断層帯は「高いグループ」、砺波平野断層帯西部及び魚津断層帯は「やや高いグループ」に属する。（30年以内の地震発生確率が3%以上は「高いグループ」、0.1%以上～3%未満を「やや高いグループ」としている。）

活断層名	地震規模	地震発生確率 (30年内)	平均活動間隔	最新活動時期
砺波平野断層帯西部 (石動、法林寺断層)	M7.2	ほぼ0%～2% もしくはそれ以上	約6,000年～12,000年 もしくはそれ以下	約6,900年前 ～1世紀
砺波平野断層帯東部 (高清水断層)	M7.0	0.04%～6%	3,000年～7,000年程度	約4,300年前 ～3,600年前
呉羽山断層帯	M7.4	ほぼ0%～5%	3,000年～5,000年程度	約3,500年前 ～7世紀
跡津川断層帯	M7.9	ほぼ0%	約2,300年～2,700年	1858年 飛越地震
庄川断層帯	M7.9	ほぼ0%	約3,600年～6,900年	11～16世紀
牛首断層帯	M7.7	ほぼ0%	約5,000年～7,100年	11～12世紀
魚津断層帯	M7.3	0.4%以上	8,000年程度以下	不明

《参考》その他本県に影響を及ぼす活断層

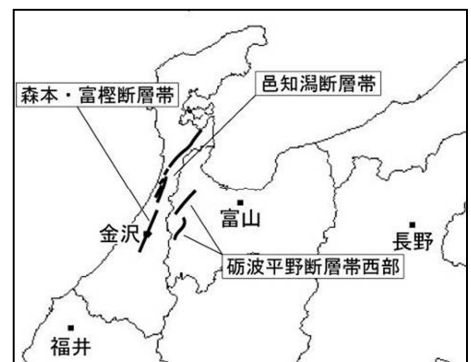
活断層名	地震規模	地震発生確率 (30年内)	平均活動間隔	最新活動時期
森本・富樫断層帯	M7.2	ほぼ0%～6%	約2,000年	約2,000年前 ～200年前
邑知潟断層帯	M7.6	2%	約1,200年 ～1,900年程度	約3,200年前 ～9世紀

【森本・富樫断層帯（もりもと・とがし）】

森本・富樫断層帯は、石川県河北郡津幡町から金沢市を経て石川郡鶴来町に至る、長さ約26kmの断層帯で、断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層である。

【邑知潟断層帯（おうちがた）】

邑知潟断層帯は、石川県七尾市から鹿島郡中能登町、羽咋市、羽咋郡宝達志水町を経て、かほく市に至る断層



帯である。全体の長さは約44 k mで、ほぼ北東－南西方向に延びる。本断層帯は、断層の南東側が北西側に対して相対的に隆起する逆断層である。

《参考》1995 年（平成 7 年）兵庫県南部地震発生直前における確率

活断層名	地震規模	地震発生確率 (30 年内)	平均活動間隔	最新活動時期
六甲・淡路島断層帯主部 淡路島西岸区間 「野島断層を含む区間」	M7.3	0.02%～8%	約 1,700 年 ～3,500 年	

《参考》2011 年（平成 23 年）東北地方太平洋沖地震発生直前における確率

活断層名	地震規模	地震発生確率 (30 年内)	平均活動間隔	最新活動時期
東北地方太平洋沖地震	M9.0	10%～20%	600 年程度	約 500 ～600 年前

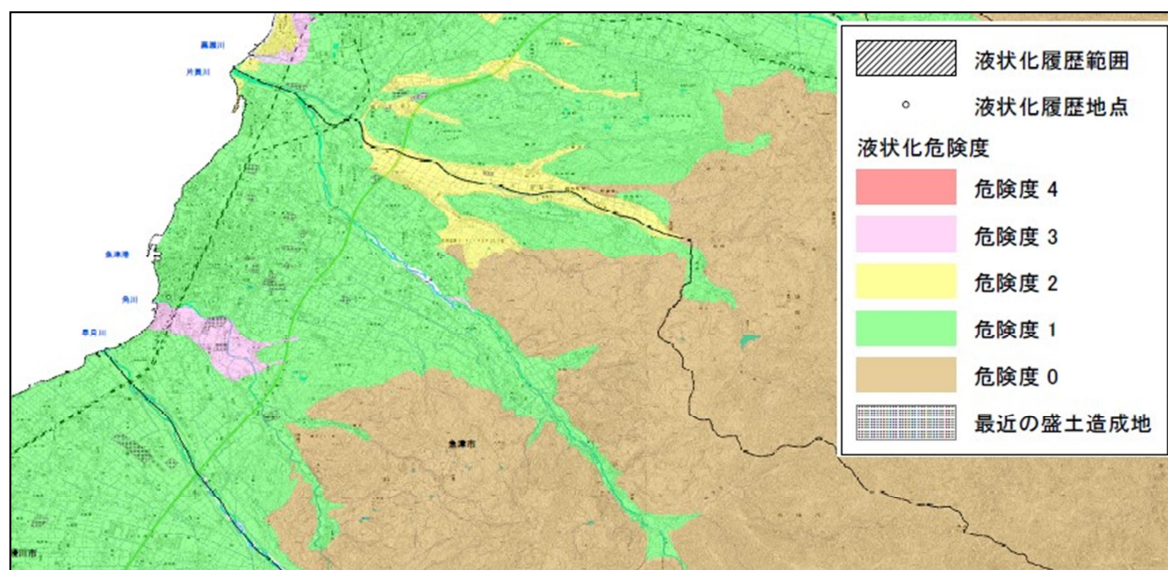
(2) 液状化

液状化は、地下 2～3 m の浅い位置に砂がふんわりとたまっていて締め固まっていない砂層が存在する砂地盤で、その緩い砂の層が地下水に満たされている場所で、強い揺れに見舞われた場合に発生するとされている。

また、旧河道、盛土地、砂丘間低地等が液状化しやすい地形とされている。

液状化した地盤は、重いものは沈み軽いものは浮上するとともに、地盤が低い方へ流れる側方流動を起こす場合もある。

国土交通省北陸地方整備局と公益社団法人地盤工学会北陸支部が、土地（地盤）の性質としての液状化しやすいの傾向を示すために作成した「富山県内液状化しやすいマップ」によれば、角川に分布する氾濫平野が危険度 3（液状化の可能性がある）、布施川に分布する氾濫平野が危険度 2（液状化の可能性が低い）とされている。



『富山県内液状化しやすいマップ（魚津市近傍）』（平成 25 年 10 月作成）
（国土交通省北陸地方整備局、公益社団法人地盤工学会北陸支部）

(4) 調査結果の概要

ア 津波高及び最大津波高の到達時間の予測

市町	糸魚川沖(F41)			富山湾西側(F45)			呉羽山断層帯		
	最高津波		海面変動影響 開始時間 (分)	最高津波		海面変動影響 開始時間 (分)	最高津波		海面変動影響 開始時間 (分)
	水位 (T.P. m)	到達時間 (分)		水位 (T.P. m)	到達時間 (分)		水位 (T.P. m)	到達時間 (分)	
氷見市	3.8	15	9	7.2	10	1分未満	4.6	25	2
高岡市	3.3	16	12	3.2	18	3	2.4	28	2
射水市	3.5	64	11	4.2	7	3	4.1	17	1分未満
富山市	4.3	48	10	4.7	11	2	5.5	2	1分未満
滑川市	3.1	16	9	5.6	9	2	6.8	3	1分未満
魚津市	3.1	16	7	4.9	6	1	5.5	2	1分未満
黒部市	3.2	19	5	5.0	6	1分未満	3.6	4	1
入善町	5.3	27	3	10.2	7	2	2.7	10	2
朝日町	5.7	40	1分未満	6.3	9	3	2.8	33	8

: 各市町で最高津波の断層

(※) 国の地震調査研究推進本部において、断層の存在、長さ等が明確には確認されていない。

イ 被害想定予測

沿岸市町	①糸魚川沖(F41)			②富山湾西側(F45)			③呉羽山断層帯			H23呉羽山断層帯		
	想定地震規模 M7.6 想定長さ 86km 想定平均すべり量 4.66m			想定地震規模 M7.2 想定長さ 43km 想定平均すべり量 2.77m			想定地震規模 M7.4 想定長さ 35km 想定平均すべり量 2.90m			想定地震規模 M7.4 想定長さ 35km 想定平均すべり量 2.90m (構造物無し)		
	木造建物		死者 (人)	木造建物		死者 (人)	木造建物		死者 (人)	木造建物		死者 (人)
	全壊	半壊		全壊	半壊		全壊	半壊		全壊	半壊	
氷見市	220	363	12	4	44	21	165	418	6	35	250	31
高岡市	1	53	1	3	16	2	0	3	0	22	83	5
射水市	43	362	6	0	73	4	9	182	9	120	387	21
富山市	67	132	0	31	48	2	16	55	9	137	197	27
滑川市	0	8	0	3	29	2	89	426	38	48	178	8
魚津市	0	93	15	3	78	21	11	180	31	15	117	24
黒部市	0	3	1	9	147	41	0	6	6	17	53	8
入善町	0	0	0	7	62	11	0	0	0	1	11	1
朝日町	1	6	0	1	2	1	0	0	0	0	3	0
計	332	1,020	35	61	499	105	290	1,270	99	395	1,279	125

(※) 国の地震調査研究推進本部において、断層の存在、長さ等が明確には確認されていない。

※1「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第一次報告）」（平成24年8月29日）の被害想定手法及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る被害想定手法について」（平成18年1月、中央防災会議）に準拠し、津波による建物被害及び人的被害を推計した。

死者数は、深夜人口をもとに、「早期避難70%、用事後避難30%」の場合の数値としている。

※2「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の被害想定について」（平成18年1月25日、中央防災会議事務局）、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略」（平成20年12月12日、中央防災会議）における算出手法に従って建物被害及び人的被害を推計した。

死者数は、住民の避難意識が低い場合（避難率68%）の数値としている。

第7節 災害対策本部の組織

災害の予防、応急対策及び復旧等防災活動に即応する体制を確立するため、国、県、市及びその他防災関係機関相互の有機的連携を図り、市民、関係団体、ボランティア等の協力を得て、総合的かつ一体的な防災体制を確立する。

1 魚津市防災会議

災害対策基本法第16条の規定により、魚津市の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、魚津市防災会議を置く（魚津市防災会議条例（昭和38年6月25日条例第22号）資料13-1 魚津市防災会議条例）。

2 魚津市災害対策本部

災害対策基本法第23条に基づく魚津市災害対策本部の組織は、魚津市災害対策本部条例（昭和38年6月25日条例第23号、資料13-3 魚津市災害対策本部条例）及び本計画に定める。

(1) 設置基準

ア 地震

- (1) 震度5弱以上の地震を観測したとき（自動設置）。
- (2) 津波警報・大津波警報が発表されたとき（自動設置）。
- (3) 地震（津波）による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策のため必要があると市長が認めるとき。

イ 風水害等

- (1) 大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、災害対策について特別の措置が必要であると認められるとき。

(2) 設置場所

災害対策本部は、魚津市役所に置く。

ただし、市庁舎に甚大な被害を生じ対策本部としての機能が果たせない場合は、支障をきたさない公共施設等を代替施設として使用する。

(3) 組織系統

魚津市災害対策本部の組織系統は、次のとおりとする。

カ 現地災害対策本部

本部長は、市域の一定の地域に係る災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、緊急に円滑かつ的確な防災活動の実施を図るため、被災現場近くの公共施設等が必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

キ 災害対策本部の解散

本部長は、災害応急対策が概ね終了したと認めるときは、災害対策本部又は現地災害対策本部を解散する。また、解散したときは、市長は、県知事、防災関係機関等にその旨を通知する。

別表

1 本部室の分掌事務

班	担当	分掌事務
総務班	防災担当 (総務課)	1 本部室の総括及び庶務に関すること。 2 本部会議に関すること。 3 被害状況等の取りまとめに関すること。 4 県、県内市町村、応援協定締結市に対する応援要請及び受入れ、自衛隊の災害派遣に関すること。 5 市民への避難措置の発表に関すること。 6 職員の動員・配置に関すること。
	地域担当 (地域協働課)	1 被害状況の収集等に関すること。(防災担当に協力) 2 自治会等の長への連絡に関すること。 3 ボランティアの活動状況に関すること。
	管財担当 (財政課)	1 災害対策本部の設置に伴う必要な各種資機材及び職員の食料等の調達に関すること。
	輸送担当 (税務課)	1 緊急輸送活動状況に関すること。
情報広報班	広報担当 (情報広報課)	1 被害状況の収集等に関すること。(総務班防災担当に協力) 2 本部室の広報に関すること。 3 災害情報の共有化に関すること。 4 市情報通信基盤の被害状況の収集及び応急対策に関すること。
災害救助班	(社会福祉課)	1 避難所の運営に関すること。 2 要配慮者への支援活動状況に関すること。
医療救護班	(健康センター)	1 医療救護活動状況に関すること。 2 防疫活動状況に関すること。
農林水産班	(農林水産課)	1 主食、副食、飲料水等の調達に関すること。 2 生活必需品の調達に関すること。
応急対策班	(建設課)	1 道路、河川、施設等及びライフラインの被害状況及び応急対策実施状況に関すること。 2 避難の要否に関する情報の集約に関すること。
教育総務班	(教育総務課)	1 避難所の確保及び開設に関すること。 2 避難所施設との連絡調整に関すること。
消防総務班	(富山県東部 消防組合消防 本部総務課)	1 消防活動状況に関すること。

部	班	分掌事務
企画部	情報広報班 広報担当 (企画政策課) (情報広報課)	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 見舞者の対応に関すること。 3 政府、国会、その他の機関に対する要望事項等の取りまとめに関すること。 4 報道機関への対応に関すること。 5 災害情報等の提供に関すること。 6 災害関係記録の収集及び取りまとめに関すること。 7 市情報通信基盤の復旧に関すること。 8 市業務システムの復旧に関すること。
	市民班 (市民課)	1 遺体の処理、埋葬及び火葬に関すること。 2 災害時の消費生活対策に関すること。 3 避難所外避難者、市外避難者に関すること。 4 緊急通行車両の確認申請に関すること。
民生部	災害救助班 (社会福祉課)	1 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 2 社会福祉施設の避難状況及び避難支援に関すること。 3 在宅要援護者の安否確認等安全確保に関すること。 4 被災者の誘導、保護及び収容に関すること。 5 避難所の運営及び避難所名簿の取りまとめに関すること。 6 災害救助物資の受入れ、配分計画に関すること（保育班に協力）。 7 災害救助法関係事務の統括に関すること。 8 義援金品の募集、受入れ及び配分に関すること。
	保育班 (こども課、保育所)	1 児童福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 園児の安全確保に関すること。 3 被災園児の保健管理に関すること。 4 災害救助物資の受入れ、配分計画に関すること（災害救助班が協力）。
	生活環境班 (生活環境課)	1 災害時のし尿、ごみ処理対策に関すること。 2 清掃苦情等の処理及び対策に関すること。 3 災害時の公害発生防止指導に関すること。 4 災害時の交通・防犯対策に関すること。 5 感染症に対する防疫に関すること（医療救護班に協力）。
	医療救護班 (健康センター)	1 負傷者の発生状況等医療に関する情報の収集に関すること。 2 医療救護班の派遣及び医療救護所の設置運営に関すること。 3 後方医療機関への輸送調整に関すること。 4 医薬品、医療用器材等の確保調整に関すること。 5 医療救護班の調整に関すること。 6 避難所、被災者の衛生指導に関すること。 7 感染症に対する防疫に関すること（生活環境班が協力）。 8 被災者の健康相談、栄養相談及びこころのケアに関すること。 9 医療機関への協力要請に関すること。

部	班	分掌事務
産業建設部	商工班 (商工観光課)	1 商工業関係施設、観光関係施設の被害調査に関すること。 2 災害時の宿泊者の安全確保に関すること。 3 大規模店舗、ガソリンスタンド等の営業状況の把握に関すること。 4 中小企業に対する災害融資に関すること。 5 災害時の労働力確保に関すること。 6 生活必需品の調達に関すること（農林水産班と協力）。
	農林水産班 (農林水産課)	1 農地及び農業用施設並びに農林水産施設及び農林水産物の被害調査、応急対策に関すること。 2 家畜、家きん及び畜産施設の災害応急対策に関すること。 3 災害時の漁船等の確保に関すること。 4 災害時の主食、副食、飲料水等の確保に関すること。 5 生活必需品の調達に関すること（商工班と協力）。 6 被災農家に対する災害融資に関すること。
	応急対策班 道路河川担当 (建設課)	1 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 2 道路、河川、橋梁の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 3 緊急輸送道路の応急措置に関すること。 4 水防活動に関すること。 5 土砂災害応急対策に関すること。 6 街路樹の災害応急対策に関すること。 7 道路の除雪に関すること。 8 災害応急対策資機材の調達、受領に関すること。
	応急対策班 住宅担当 (都市計画課)	1 市営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 2 都市計画施設、公園緑地の被害調査及び応急対策に関すること。 3 建物の応急危険度判定に関すること。 4 宅地の危険度判定に関すること。 5 被災世帯調査に関すること（総務班輸送担当に協力）。 6 応急仮設住宅の建設、住宅の応急処理に関すること。 7 応急仮設住宅の入居審査・管理に関すること。 8 建築物の応急復旧指導に関すること。 9 公営住宅等のあっせんに関すること。 10 被災住宅者への融資に関すること。 11 公共交通機関の運行状況、被害の情報収集に関すること。

第2節 動員配備

関係各部

地震が発生した場合、直ちに次の配備体制をとり、被害状況の把握及び災害応急対策を実施する。

1 市の配備基準

種 別	配備基準	配備体制
第1 非常配備	・震度3の地震が発生したとき。	総務課 財政課 地域協働課 建設課 農林水産課 都市計画課 商工観光課 社会福祉課 こども課 教育総務課 生涯学習・スポーツ課 上下水道課 消防署 □ 消防署の配備体制とおり 各課長 主として情報連絡活動にあたり、状況によって速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制
第2 非常配備	・震度4の地震が発生したとき。 ・津波注意報が発表されたとき ・市長が必要と認めたとき。	各部署局長及び次長 総務課 財政課 地域協働課 情報広報課 建設課 農林水産課 都市計画課 商工観光課 社会福祉課 こども課 教育総務課 生涯学習・スポーツ課 上下水道課 消防署 □ 消防署の配備体制とおり 各課長及び課員若干名 事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行し得る体制 その他関係課は、警報の種類、危険予測の程度及び災害情報などによって上記に準ずる。
第3 非常配備	・震度5弱以上の地震が発生したとき。 ・津波警報、大津波警報が発表されたとき。 ・大規模な被害が発生したとき。 ・市長が必要と認めたとき。	災害対策本部各部の全職員を配置し、職員全体をもって応急対策を実施する体制 (災害対策本部設置)

※市長は、被害の種類、規模によって、必要と認めるときは、上記の基準とは異なる配備体制を指令することができる。

2 参集基準

- (1) 夜間、休日等において配備体制を決定したときは、あらかじめ定められた連絡系統にしたがって、電話等により職員に伝達する。なお、電話等が使用不能又は著しく使用困難なときは、職員は自ら被害情報を収集し、参集についての自主判断をする。
- (2) 職員の参集場所は、原則として所属する部署とする。ただし、所属部署に参集が困難な場合は、最寄りのコミュニティセンター、避難所等に参集し、応急対策活動を行う。
- (3) 参集時の交通手段は、原則として自転車、バイク又は徒歩で行う。
- (4) 職員は、参集途上において可能な限り被害状況を調査するとともに、要救護者を発見したときは救護措置にあたった後、速やかに参集する。
- (5) 職員は、身の回りに関することは自己完結の心構えで、災害対策に適する服装や装備により参集する。

3 要員配備の調整

(1) 本部室の要員配備の調整

総務班は、本部室要員が不足する場合は、本部室連絡員を通じて各部からの要員の応援を求める。

(2) 各部の要員配備の調整

各部の長は、部内各班の応急対策活動の実施状況を把握し、応援が必要なときは、部内の応援班及びその他の班に応援を指示する。なおかつ要員が不足する場合は、総務班に要員配備の調整を求める。

(3) 応援要請

市職員のみでは十分な応急対策活動が行えないと予想される場合は、状況に応じて速やかに協定市等に職員の派遣応援協力を要請する。

第3節 災害対策本部の設置

本部室 関係各部

1 災害対策本部及び現地災害対策本部

(1) 設置基準

ア 災害対策本部

市長は、次の基準により災害対策本部を設置する。

組 織	設 置 基 準
災害対策本部	(1) 震度5弱以上の地震を観測したとき（自動設置）。 (2) 津波警報・大津波警報が発表されたとき（自動設置）。 (3) 地震（津波）による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策のため必要があると市長が認めるとき。

イ 現地災害対策本部

本部長は、災害対策本部が設置された場合で必要と認めたときは、災害対策本部の事務の一部を行う現地災害対策本部を設置する。

(2) 職務権限の代行

震災発生時において、市長が不在等の非常時には、災害対策本部の設置等の市長権限委譲の順位を次のとおりとする。

①副市長 ②総務部長（防災危機管理統括監）

(3) 設置場所

ア 災害対策本部

災害対策本部は、市庁舎第1会議室に設置し、災害対策本部室（以下「本部室」という。）を市庁舎第2会議室に設置する。ただし、市庁舎に甚大な被害を生じ対策本部としての機能が果たせない場合は、支障をきたさない公共施設等を代替施設として使用する。

イ 現地災害対策本部

被災現場近くの公共施設等に設置する。

(4) 災害対策本部の設置準備

ア 庁舎の被害状況の把握

庁舎の被害状況（建物、室内、電気、電話、駐車場等）の把握及び火気・危険物の点検を行い、必要な場合は自家発電装置の作動等応急措置を施す。自家発電装置については、平常時からその燃料確保の対策を講じておく。

イ 職員の被災状況の把握

勤務時間内の発災の場合、直ちに職員及び庁舎内の外来者の負傷状況等を把握し、応急手当、避難誘導等を施す。勤務時間外の発災の場合は、職員の参集状況から安否不明の者を掌握する。

ウ 通信の確保

無線、有線設備の点検等を行い、通信機能の確保を図る。

(5) 解散基準

本部長は、災害応急対策がおおむね終了したと認めるときは、災害対策本部及び現地災害対策本部を解散する。

(6) 設置及び解散の通知

災害対策本部を設置及び解散した場合、直ちにその旨を文書により通知・発表する。

ア 富山県（防災・危機管理課）ただし、県に連絡できない場合は国（消防庁）

イ 関係機関

ウ 報道機関

2 地震災害発生時における応急活動の流れ

地震発生後の各段階において優先的に実行又は着手すべき主な業務は次のとおりである。

(1) 第1段階

- ・被災情報の収集
- ・初期消火、消火活動
- ・危険な建物・場所からの避難
- ・建物等の下敷きになった者の救出（地域住民の共助）
- ・避難行動要支援者の安全確保（地域住民の共助）
- ・職員の緊急参集
- ・災害対策本部の設置
- ・自衛隊等の出動準備要請
- ・通信施設被害の状況確認及び確保

(2) 第2段階

- ・被災情報の収集
- ・県・協定市等への応援要請
- ・自衛隊等の派遣要請、広域応援の要請
- ・避難所の開設（施設の安全確認、管理・運営担当職員の派遣）
- ・緊急道路の啓開
- ・交通規制の実施
- ・救護所の設置
- ・公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送
- ・魚津市災害救援ボランティア本部の設置
- ・ライフライン、公共土木施設等の被災状況調査と応急措置

れていないこと。

- (3) 市や自主防災組織、町内会等の安否確認が容易に受けられること。
- (4) 給水、給食等の救助活動を容易に受けられること。
- (5) ※ロングフライト血栓症を予防するため、時々車外に出て体操を行い、適度に水分を補給すること。
- (6) 排気ガスによる一酸化炭素中毒等に注意すること。（特に降雪期の積雪等による排気筒の目詰まり）

この場合において、市は、ロングフライト血栓症の発生等の危険性についての注意喚起とその広報を行う。

※ロングフライト血栓症 この病気は、長時間同じ姿勢で座ったまましていると、足の静脈の血が流れにくくなり、膝の裏あたりの静脈に「血栓」（血の塊）ができることによって起こるとされている。血栓が肺まで流れると、血管が詰って、「胸の痛み」や「息苦しさ」などを感じる。医学的には、「深部静脈血栓症」、血栓が肺に運ばれ、肺の血管が詰った場合は「肺塞栓症」という。最悪の場合、呼吸困難に陥って死亡することもある。「エコノミークラス症候群」と呼ばれていた。

第10節 避難所の開設及び運営

教育部 民生部 関係各部

市は、必要に応じて管内の学校等を避難所として開設する。また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性を確認のうえ管理者の同意を得て避難所として開設する。避難所は、住民が帰宅又は仮設住宅等の一時居住場所を得た段階で閉鎖する。避難所の運営は、避難所管理者、施設管理者、自治会・町内会、自主防災組織、ボランティア等を中心とした避難所管理チームが自主的に行うことを原則とする。運営にあたっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア、男女の視点の違いに十分配慮する。

1 避難所の開設（資料4 避難等に関する資料）

- (1) 市は、必要に応じて管内の学校等を避難所として開設する。また、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、旅館やホテル等の施設の借上げ等を行うなど多様な避難所の確保を図る。
- (2) 市は、震度5弱以上の地震を観測したときは、直ちに1次避難所の開設を決定する。
- (3) 避難所を開設したときは、開設状況を速やかに県及び警察署等関係機関に連絡する。
- (4) 避難所を開設したときは、避難所管理者をおく。
- (5) 避難所の開設期間は、災害救助法の規定では災害発生の日から7日以内となっている。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得て、期間を延長することができる。
- (6) 避難所を開設した場合、自主防災組織、自治会・町内会及び避難住民等の協力を得て避難者名簿（様式9、様式10）を作成する。
- (7) 市内の避難所だけでは被災者を収容できないときは、県に対し被災者の他地区への移送について要請する。

2 避難所の運営

避難所の運営については、施設管理者、自治会・町内会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行う。避難住民は、要配慮者（高齢者、乳幼児、障害者、傷病者、妊産婦等）に配慮した秩序ある行動で避難所運営に協力する。また、段階的に避難者自身による自主的な運営に移行するよう努める。

(1) 生活環境への留意事項

ア 医療

被災者に医療を提供する施設（避難所救護コーナー）を必要と判断される施設に併設する。避難所救護コーナーを設置しない避難所については、適時医療チーム、健康相談チーム、精神保健チームを巡回させる。

第11節 避難行動要支援者の安全確保

民生部 教育部 関係各部

災害時に自力による危険回避行動や避難行動に困難を伴うことが多い高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていく。また、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に活用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

市は、これらの避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、「避難支援プラン（全体計画・個別計画）」を早急に策定し、関係機関・団体等と連携してその推進を図る。

1 在宅の避難行動要支援者の安全確保

(1) 安否確認

市及び関係機関は、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア等と協力し、あらかじめ避難行動要支援者として市が把握している者及び新たに発生した要配慮者の被災状況を把握する。

(2) 避難誘導及び救助

市及び関係機関は、消防団、自治会・町内会、自主防災組織等の協力を得て、安全に万全を期しながら担架等により避難行動要支援者の避難支援にあたる。個別避難計画を作成した避難行動要支援者については、避難支援等実施者を中心に、市及び避難支援等関係者も協力しながら避難支援にあたる。

(3) 避難所における確認

市は、避難所の運営を行っている避難所管理チーム等と協力し、避難所における避難行動要支援者の被災状況の確認を行う。

ア 避難行動要支援者の確認（避難所にいないときは、自宅の確認）

イ 介助者が災害によって介護できなくなっている要配慮者の確認

ウ 保護者が行方不明等となっている乳幼児の確認

エ 日本語が話せない外国人や身寄りのない外国人の確認

(4) 福祉避難所の設置

市は、避難行動要支援者が安心して避難生活を送ることができるよう、構造や設備等の面を考慮し、社会福祉施設等を福祉避難所として指定する。市は福祉避難所において、避難行動要支援者のニーズに対応できるよう、備品や物資等の整備に努める。

《資料 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書》

11-35	11-36	11-37	11-47	11-48	11-61
11-74	11-78				

(5) 被災した避難行動要支援者の措置

市は、関係機関と協力し、避難所での介護、施設への緊急入所、自宅での介護、親族による引取り等被災した避難行動要支援者の措置について連絡調整に努める。また、適切な介護ボランティア等の手配を行い、継続した支援及び生活情報の提供に努める。

2 社会福祉施設における入所者の安全確保

(1) 被害状況の把握

市は、速やかに社会福祉施設及びその入所者の安全確保の状況について施設長を通じて調査する。

(2) 入所者の保護

各社会福祉施設は、あらかじめ定められた各施設の防災計画に従い、入所者の保護に努める。

応急保護にあたっては、次の事項に留意する。

ア 医療、食料等の確保

イ 入（通）所者の保健衛生

ウ 家庭や保護者との連絡体制

(3) 社会福祉施設への支援

被災した社会福祉施設は、保護者に連絡し、可能な人には引取り等の協力を要請する。さらに、支援が必要な場合、市に対し応援を要請する。応援要請を受けた市は、被災しなかった施設への緊急入所等の連絡調整及び応急保護のため必要な資機材の調達の斡旋等の措置を講じ、避難行動要支援者の生活安定を図る。

3 学校（園）における幼児・児童・生徒の安全確保

(1) 被害状況の把握

市は、在校（園）中の災害発生の場合、速やかに教育関係施設及び幼児・児童・生徒の安全確保の状況について校（園）長等を通じて調査する。

(2) 幼児・児童・生徒の保護

幼児・児童・生徒が教育施設にいる際、災害が発生したときは、以下の方針によりあらかじめ定められた学校（園）の防災計画に従い、保護に努める。

ア 学校（園）の対応

A 校（園）長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮にあたる。

B 学校内、通学路の危険箇所の点検及びう回路の設定等を早急に行う。

C 幼児・児童・生徒については、教職員の指導のもとにPTA等の協力を得て集団下校により全員を直ちに帰宅させることを原則とする。ただし、心身障害児については、学校（園）において保護者、代理人等に引き渡す。また、交通機関の利用者、留守家庭等の生徒等のうち引渡し又は帰宅できない者については、状況を判断し、学校（園）において保護する。

年 月 日	災害項目	記 事
平成30年（2018） 9月4日・5日	暴風 （台風21号）	台風21号が富山県に接近し、9月4日から5日にかけて暴風となった。魚津市では瞬間風速30.7mを観測し、9月の観測史上最大値となり、最大風速15.3mは統計開始以来の極値更新となった。 この暴風により、1名が転倒し負傷した。住宅のトタン破損や農林水産関係（りんご、なし、ぶどう、もも等）等の被害や、高圧電線断線による停電（道下地区）が発生した。 【農林業施設の被害状況】 農地被害4件。水路被害1件。農道被害1件。林道被害4件。
令和元年（2019） 10月12日・13日	大雨 暴風 （台風19号）	台風19号が富山県に接近し、10月12日から13日にかけて暴風となった。魚津市では総降雨量116mm、最大瞬間風速23.1mを観測した。 避難指示等の発令は行わなかったが、大雨、暴風の影響により、市内13地区に1か所ずつ、「自主避難所」を開設（10月12日14時25分）した。自主避難所は、各地区の公民館、小学校等とした。（閉鎖 13日 7時00分） この暴風により、果樹・野菜（りんご、西洋なし、白ネギ、ブロッコリー）や、林道等に被害が相次いだ。
令和3年（2021） 1月7日～11日	大雪	7日から11日にかけて、強い冬型の気圧配置や寒気に加え、雪雲が発生しやすい状態が長く続き、県内8観測地点のうち5カ所で1m以上の積雪があった。この大雪の影響で、車のタイヤが雪にはまる「スタック」が相次ぐなど、数日にわたり県内各地で交通障害が発生した。魚津市では24時間降雪量が、8日午前1時から9日午前1時までに66cmとなり、1997年（H9）の統計開始以降で最大を記録し、雪屋根下し時の転落や用水転落等の人的被害7件、用水溢水による床下浸水で2件、強風によるシャッター等の飛散等2件、ビニールハウスの倒壊等21件の被害が発生した。
令和4年（2022） 3月26日	暴風	26日の早朝から夕方にかけて、発達した低気圧の影響で暴風となった。魚津市では、最大瞬間風速は25.9m/s、最大風速は14.2m/sを記録し、ともに3月の観測史上最大値となった。 この暴風により、屋根板金やトタン屋根が剥がれ飛ぶ住家被害が4件、農林水産関係（ビニールハウス、豚舎、倉庫）の破損31件等の被害が発生した。人的被害は無し。
令和5年（2023） 7月12日～15日	大雨 洪水	12日から14日にかけて梅雨前線が北陸地方に停滞し、12日夜遅くから13日未明には富山県で線状降水帯による非常に激しい雨が降り、12日夜遅くに「顕著な大雨に関する富山県気象情報」が発表された。魚津市では、13日15時までの1時間に魚津市付近で110mm、魚津市古鹿熊で104mmの猛烈な雨が観測され、「記録的短

年 月 日	災害項目	記 事
令和6年(2024) 1月1日	地震	時間大雨情報」が発表された。 大雨の影響で角川の水位が上昇し氾濫危険水位に達する恐れがあったため、大町地区、下中島地区、上中島地区、松倉地区で自主避難所を開設した。避難所は、旧大町小学校、星の杜小学校、もくもくホール、旧松倉小学校、松倉保育園とした。(開設 18時45分、閉鎖 21時00分) この大雨により、経田漁港への流木の漂流が1件、林道の路肩欠損等が3件、公共施設の雨漏り等が2件の被害が発生した。人的被害、住家被害は無し。 1日16時10分に石川県能登地方(北緯37.5度、東経137.3度、深さ約16km)で地震(マグニチュード7.6)が発生し、富山市、高岡市、氷見市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村で震度5強、滑川市、黒部市、砺波市、上市町、立山町、朝日町で震度5弱を観測した。魚津市では震度4を観測した。また、16時12分に富山県に津波警報が発表された。 この地震により、県内では、魚津市、入善町を除く13市町村で災害救助法が適用された。人的被害は、富山市(5名)、高岡市(2名)、射水市(4名)が重症、富山市(13名)、高岡市(3名)、魚津市(2名)、氷見市(9名)、黒部市(5名)、砺波市(1名)、小矢部市(2名)、射水市(3名)、朝日町(3名)が軽傷を負った。住家被害は、県内では、全壊(251件)、半壊(776件)、一部損壊等(19,691件)の被害が発生した。 魚津市では、一部損壊(88件)の被害が発生した。市内27か所で避難所を開設し、1日18時現在で2,333名が避難した。海の駅蜃気楼駐車場で液状化現象が発生した。福祉施設で火災被害が発生した。 【魚津市の被害状況】(令和6年7月1日時点) 人的被害軽傷2件、住家被害一部損壊88件、火災被害1件、市道・農道6件、水産業施設3件、公共施設23件、市内事業所36件。

1-4 県内で震度4以上を記録した地震一覧

発生年	地震名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
1933（昭和8）	七尾湾	6.0	傷者2、氷見で土砂崩れ、亀裂	伏木4
1944（昭和19）	東南海地震	7.9	不明	富山4
1948（昭和23）	福井地震	7.1	西部で被害	富山4
1952（昭和27）	大聖寺地震	6.5	硝子破損	富山、八尾、女良4
1993（平成5）	能登半島沖	6.6	非住家、水路、ため池に被害	富山、伏木4
2000（平成12）	石川県西方沖	6.1	被害なし	小矢部4
2007（平成19）	能登半島沖地震	6.9	重傷1、軽傷12 非住家一部損壊5	富山、氷見、滑川、小矢部、射水、舟橋5弱 高岡、魚津、黒部、砺波、南砺、上市、立山、入善、朝日4
2007（平成19）	新潟県中越沖	6.8	軽傷1	氷見、舟橋4
2020（令和2）	石川県能登地方	5.5	軽傷2	富山、氷見、舟橋4
2023（令和5）	能登半島沖	6.5	軽傷1	高岡、氷見、小矢部、射水、舟橋4 富山、魚津、滑川、黒部、砺波、南砺、上市、立山、入善、朝日3
2024（令和6）	能登半島	7.6	重症11、軽傷41 全壊251、半壊776、一部破損等19,691 火災5 断水18,937	富山、高岡、氷見、小矢部、南砺、射水、舟橋5強 滑川、黒部、砺波、上市、立山、朝日5弱 魚津、入善4

1-5 過去の津波

本県で発生した過去の津波としては、1833年山形県沖地震、近年では1964年新潟地震津波、1983年日本海中部地震津波、1993年北海道南西沖地震津波が挙げられる。（被害の記述なし）

発生年月日	地震の名称	地震規模	富山県での記録
1833年12月7日	山形県沖地震	M7.8	氷見で1～2mの高さ
1964年6月16日	新潟地震	M7.5	検潮記録による高さで、魚津38cm（推算潮位上）、富山48cm（TP上）、伏木61cm（TP上）
1983年5月26日	日本海中部地震	M7.7	現地調査による高さで、滑川市0.43m、新湊市0.34m、高岡市0.65m、氷見市0.72m、氷見市中安0.15m
1993年7月12日	北海道南西沖地震	M7.8	最大全振幅で、富山17cm、萩浦橋（富山）13cm、富山新港22cm、伏木港17cm
2024年1月1日	能登半島地震	M7.6	最大全振幅で、富山79cm

「日本被害津波総覧【第2版】」（東京大学出版会）などによる。

1-6 震度別地震回数

- ・1933年から1996年までは富山市石坂観測点（富山地方気象台）での震度回数
- ・1997年以降は魚津市釈迦堂観測点での震度回数（魚津市釈迦堂での観測開始：1996年4月）
- ・1996年9月以前の5・6は5弱・6弱として記載

年	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	計	備考（「」は地震名）
---	---	---	---	---	----	----	----	----	---	---	------------

年	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	計	備考（「」は地震名）
1933	昭和8	4	1	0	1	0	0	0	0	6	七尾湾
1934	9	2	2	0	0	0	0	0	0	4	
1935	10	2	0	0	0	0	0	0	0	2	
1936	11	4	0	0	0	0	0	0	0	4	
1937	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1938	13	3	2	0	0	0	0	0	0	5	
1939	14	2	0	0	0	0	0	0	0	2	
1940	15	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
1941	16	2	0	0	0	0	0	0	0	2	
1942	17	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
1943	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1944	19	1	0	0	1	0	0	0	0	2	「東南海地震」
1945	20	2	3	1	0	0	0	0	0	6	「三河湾地震」
1946	21	3	0	1	0	0	0	0	0	4	「南海道地震」
1947	22	1	1	0	0	0	0	0	0	2	
1948	23	3	6	5	1	0	0	0	0	15	「日高川地震」「福井地震」
1949	24	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
1950	25	2	1	0	0	0	0	0	0	3	
1951	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1952	27	2	1	2	1	0	0	0	0	6	「大聖寺地震」「吉野地震」
1953	28	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
1954	29	0	0	1	0	0	0	0	0	1	富山湾内
1955	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1956	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1957	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1958	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1959	34	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
1960	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1961	36	0	0	2	0	0	0	0	0	2	「北米濃地震」
1962	37	3	0	0	0	0	0	0	0	3	
1963	38	2	1	2	0	0	0	0	0	5	長野県西部、「越前岬沖地震」
1964	39	0	0	2	0	0	0	0	0	2	「新潟地震」、新潟県沖
1965	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1966	41	2	0	0	0	0	0	0	0	2	
1967	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1968	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1969	44	1	0	1	0	0	0	0	0	2	岐阜県中部
1970	45	2	0	2	0	0	0	0	0	4	富山県沿岸
1971	46	2	0	0	0	0	0	0	0	2	
1972	47	1	1	0	0	0	0	0	0	2	
1973	48	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
1974	49	1	1	0	0	0	0	0	0	2	
1975	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1976	51	1	2	0	0	0	0	0	0	3	
1977	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1978	53	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
1979	54	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
1980	55	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1981	56	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
1982	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1983	58	2	1	0	0	0	0	0	0	3	
1984	59	3	1	1	0	0	0	0	0	5	「長野県西部地震」
1985	60	2	0	1	0	0	0	0	0	3	能登半島沖
1986	61	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
1987	62	3	0	1	0	0	0	0	0	4	新潟県沖
1988	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1989	平成元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

4 避難等に関する資料

4-1 市指定緊急避難場所、指定避難所

●災害対策基本法第49条の4、災害対策基本法施行令第20条の3～5、災害対策基本法施行規則第1条の3～6に基づく指定緊急避難場所及び災害対策基本法第49条の7、災害対策基本法施行令第20条の6に基づく指定避難所を基準に基づき指定する。

- ① 指定緊急避難場所・・・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所。
 ② 指定避難所・・・災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。

【○】…使用可能 【×】…使用できない 【－】…災害該当区域外

●指定避難所における収容人員：屋内施設の有効床面積÷(3.3㎡×0.5)×70%(スペース)

1人当たり：2.36㎡(共有スペース含む)

地区	施設名称	所在地	指定避難所			海拔 (m)	指定緊急避難場所						備考 (洪水浸水深は 想定最大規模)
			指定の有無	区分 ※1	収容 人員		大規模 火災	洪水		土砂 災害	地震	津波	
								計画規模 ※2	想定最大規模 ※3				
大町	旧大町小学校	本町1-10-39	○	1次	948	4.0	○ グラウンド	○	○ 2階以上	-	○	○	洪水浸水深0.5～3.0m
	大町コミュニティセンター	本町1-1-10	○	1次	188	2.0	×	○ 2階以上	○ 2階以上	-	○	○ 2階以上	洪水浸水深0.5～3.0m 津波浸水深0.5～1.0m
村木	村木コミュニティセンター	村木町1-21	○	1次	946	9.0	○ グラウンド	○	○ 2階以上	-	○	○	洪水浸水深0.5～3.0m
	港町公園	火の宮町701	×	-	-	3.9	○	×	×	-	×	×	
	村木公園	火の宮町1603	×	-	-	6.0	○	×	×	-	×	×	
	道下公園	緑町109	×	-	-	10.4	○	×	×	-	×	×	
下中島	星の杜小学校	住吉203	○	1次	927	7.0	○ グラウンド	○	○ 2階以上	-	○	○	洪水浸水深0.5～3.0m
	下中島コミュニティセンター	慶野172-2	○	1次	76	11.0	×	○	○	-	○	-	
	新川文化ホール	宮津110	○	2次	512	8.0	○ 屋外	○ 2階以上	○ 2階以上	○	○	-	洪水浸水深3.0～5.0m
	北陸職業能力開発大学校	川縁1289-1	○	2次	270	30.0	○ 屋外	○	○ 2階以上	-	○	-	洪水浸水深0.5～3.0m
	住吉公園	住吉3129	×	-	-	4.0	○	×	×	-	×	×	
	魚津総合公園	三ヶ1605	×	-	-	8.9	○	×	×	-	×	×	
	早月川緑地公園	吉野地先	×	-	-	57.0	○	×	×	-	×	×	
上中島	旧上中島小学校体育館	吉野1263	○	1次	220	55.0	○ グラウンド	○	○	○	○	-	
	上中島多目的交流センター	下樺8	○	1次	233	98.0	○ 屋外	○	○	○	○	-	
松倉	旧松倉小学校体育館	鹿熊11	○	1次	219	54.0	○ グラウンド	○	×	○	○	-	洪水浸水深3.0～5.0m
	松倉保育園	金山谷2899-2	○	2次	81	32.0	×	○	×	○	○	-	洪水浸水深0.5～3.0m
	坪野山村広場	坪野1884	×	-	-	271.0	○	-	-	×	×	-	
	旧白倉小学校グラウンド	鉢1537	×	-	-	187.0	○	-	-	×	×	-	
	とみ里1号開発広場	観音堂1637-3	×	-	-	32.0	○	×	×	-	×	-	
上野方	旧上野方小学校体育館	大海寺野1373	○	1次	267	90.0	○ グラウンド	○	○	○	○	-	
	上野方コミュニティセンター	大海寺野1370	○	1次	100	84.0	×	○	○	○	○	-	
	桃山運動公園	出字桃山36	○	2次	652	175.0	○ 屋外	○	○	○	○	-	
本江	よつば小学校	本江1041	○	1次	1338	19.0	○ グラウンド	○	○ 2階以上	-	○	○	洪水浸水深0.5～3.0m
	西部中学校	友道212	○	1次	1699	10.0	○ グラウンド	○	○ 2階以上	-	○	○	洪水浸水深0.5～3.0m

地区	施設名称	所在地	指定避難所			海拔 (m)	指定緊急避難場所						備考 (洪水浸水深は 想定最大規模)
			指定の有無	区分 ※1	収容 人員		大規模 火災	洪水		土砂 災害	地震	津波	
								計画規模 ※2	想定最大規模 ※3				
本江	本江地域交流センター	友道1375-1	○	1次	251	16.0	×	○	○	-	○	○	
	旧総合体育館	本江3311	○	2次	935	33.0	○ グラウンド	○	○ 2階以上	-	×	-	洪水浸水深0.5～3.0m
	新金屋公園	新金屋1-1305	×	-	-	14.6	○	×	×	-	×	-	
	下村木2号公園	新金屋1-701	×	-	-	13.8	○	×	×	-	×	-	
片貝	片貝コミュニティセンター	島尻818	○	1次	546	157.0	○ グラウンド	○ 2階以上	○ 2階以上	○	○	-	洪水浸水深0.5～3.0m
加積	清流小学校	吉島432	○	1次	942	40.0	○ グラウンド	○	○ 2階以上	○	○	-	洪水浸水深0.5～3.0m
	東部中学校	吉島1934	○	1次	1760	23.0	○ グラウンド	○	○ 2階以上	-	○	-	洪水浸水深0.5～3.0m
	加積コミュニティセンター	六郎丸1062	○	1次	269	48.0	○ 屋外	○	○ 2階以上	○	○	-	洪水浸水深0.5～3.0m
	魚津高校	吉島945	○	2次	2591	23.0	○ グラウンド	○	○ 2階以上	-	○	-	洪水浸水深0.5～3.0m
	新川高校	吉島1350	○	2次	1856	44.0	○ グラウンド	○	○ 2階以上	○	○	-	洪水浸水深0.5～3.0m
	吉島1号公園	吉島2-801	×	-	-	25.0	○	×	×	-	×	-	
	上村木公園	上村木1-503	×	-	-	19.9	○	×	×	-	×	-	
	上村木2号公園	新金屋2-1302	×	-	-	20.0	○	×	×	-	×	-	
	上村木3号公園	上村木2-1201	×	-	-	24.0	○	×	×	-	×	-	
道下	道下小学校	北鬼江2741	○	1次	922	12.0	○ グラウンド	○	○ 2階以上	-	○	○	洪水浸水深0.5～3.0m
	道下コミュニティセンター	北鬼江2-14-15	○	1次	127	13.0	×	○	○	-	○	○	
	ありそドーム	北鬼江2898-3	○	2次	1740	8.0	○ 屋外	○	○	-	○	○	
	市役所前公園	釈迦堂1-1001	×	-	-	19.3	○	×	×	-	×	×	
	本新1号公園	本新町1706	×	-	-	12.2	○	×	×	-	×	×	
	北鬼江1号公園	北鬼江2-705	×	-	-	14.3	○	×	×	-	×	×	
	北鬼江2号公園	北鬼江2-1803	×	-	-	12.6	○	×	×	-	×	×	
経田	経田小学校	浜経田665-3	○	1次	786	7.0	○ グラウンド	○	○ 2階以上	-	○	○	洪水浸水深0.5～3.0m
	経田コミュニティセンター	浜経田466	○	1次	179	7.0	×	○	○	-	○	○	
	魚津工業高校	浜経田3338	○	2次	1721	5.0	○ グラウンド	○ 2階以上	○ 3階以上	-	○	○	洪水浸水深3.0～5.0m
	江口農村広場	西尾崎地先	×	-	-	33.0	○	×	×	-	×	-	
天神	新川学びの森天神山交流館	天神野新147-1	○	2次	1962	100.0	○ 屋外	○	○	○	一部 ○	-	
	天神コミュニティセンター	天神野新220	○	1次	299	81.0	○ グラウンド	○	○	○	○	-	
	新川みどり野高校	木下新144	○	2次	1392	10.0	○ グラウンド	○	○ 2階以上	-	○	-	洪水浸水深0.5～3.0m
	天神山野球場	小川寺5995	×	-	-	105.0	○	×	×	-	×	-	
	川の瀬公園	東尾崎5497-62	×	-	-	22.0	○	×	×	-	×	-	
西布施	西布施地域活性化センター	長引野1290-3	○	1次	270	67.0	○ グラウンド	○	○	○	○	-	グラウンド土砂災害 警戒区域内

※1 1次避難所とは、災害発生時等において第1次に開設する指定避難所で、主に小・中学校、コミュニティセンターとしている。2次避難所とは、1次避難所に収容しきれない場合等において、第2次に開設する指定避難所としている。

※2 魚津市が平成20年3月時点で公表した洪水ハザードマップに基づく大雨（50年確率）によって洪水が発生した場合

※3 魚津市が令和元年10月時点で公表した洪水ハザードマップに基づく大雨（1000年確率）によって洪水が発生した場合

令和6年7月現在

5 要配慮者利用施設に関する資料

5-1 高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上配慮を要する者が利用する施設

No.	施 設 名 称	所 在 地	電話番号	危険要因							
				河川名					洪水想定 浸水深 (m)	土砂災害危険箇所等	津波想定 浸水深 (呉羽山 断層帯： 海岸保全 施設なし) (m)
				早 月 川	角 川	鴨 川	片 貝 川	布 施 川			
1	魚津こども園	本町 1-4-9	22-0469		○				0.5～3.0		0
2	魚津市身体障害者 デイサービスセンター	本町 1-4-32	22-1250		○	○	○		0.5～3.0		0
3	大町幼稚園	本町 1-10-39	23-9174		○				0.5～3.0		0
4	(小規模多機能型居宅 介護事業所「小津の里」)	本町 2-8-12	24-6111		○	○	○		0.5～3.0		0
5	デイケアステーション かがやき	新角川 1-8-4	22-1262		○	○	○		3.0～5.0		0
6	川原保育園	双葉町 4-3	22-0543			○	○		0.5～3.0		0
7	道下保育園	緑町 1-30	23-9179			○	○		0～0.5		0
8	わかくさ作業所むらき	村木 11-16	22-1833			○	○		0.5～3.0		0
9	魚津にじいろこども園	住吉 251	22-1378								0
10	新川老人保健施設	住吉 236	24-3080								0
11	新川病院	住吉 236	24-3800								0
12	住吉デイサービスセンター	住吉 2523-2	32-5154								0
13	みんなのぼびい SUN	慶野 1207-7	22-7001								0
14	えがおのぼびい	吉野 476-2	32-5305								0
15	住宅型 有料老人ホーム北山	北山 476-1	33-9311							○	0
16	(松倉保育園)	金山谷 2899-2	33-8008		○				0.5～3.0		0
17	デイサービスちょうろく	石垣 388-2	23-6511								0
18	ショートステイ ちょうろく	石垣 388-2	23-6511								0
19	老人保健施設 ちょうろく	石垣 389	23-6388							○	0
20	介護療養型老人保健施設 ちょうろく	石垣 389	23-6366							○	0
21	石垣ちょうろくハウス	石垣 389	23-6399							○	0
22	児童発達支援センター つくし学園	大海寺野 1377	24-3240								0
23	つばめ児童センター	新金屋 1-12-50	23-5133			○	○		0.5～3.0		0
24	魚津チューリップ苑	新金屋 2-6-2	22-5121			○	○		0～0.5		0
25	魚津第二こども園	新金屋 2-13-2	22-1301			○	○		0.5～3.0		0
26	魚津チューリップ苑 2号館	下村木町 3396	22-0012			○	○		0.5～3.0		0
27	パティオしらゆり	本江 1090	25-0333								0
28	ほんごうこども園	本江 1390-3	24-4600			○	○		0.5～3.0		0
29	(住宅型有料老人ホーム 本江ちょうろくハウス)	本江 1616	23-6522			○	○		0.5～3.0		0

No.	施設名称	所在地	電話番号	危険要因							
				河川名					洪水想定 浸水深 (m)	土砂災害危険 箇所等	津波想定 浸水深 (呉羽山 断層帯: 海岸保全 施設なし) (m)
				早月 川	角 川	鴨 川	片貝 川	布施 川			
30	病児・病後児保育室 「キッズベアー」	本江 3354	24-7793								0
31	ガーデンヒルズ本江	本江 3354	24-7783								0
32	専正寺デイサービス まごころ	本江新町 9-8	23-5980			○	○		0～0.5		0
33	魚津ハウス	友道 780	22-8866								0
34	魚津老人保健施設	友道 789	24-7691								0
35	魚津病院	友道 789	24-7671								0
36	魚津緑ヶ丘病院	大光寺 287	22-1567								0
37	グループホームみどり	大光寺 287	23-0256								0
38	新川ハイツ	大光寺 321	24-9595								0
39	わかくさ会本部	大光寺 1010-14	55-4126		○				0.5～3.0		0
40	わかくさ作業所	大光寺 450	22-5469								0
41	新川ヴィーラ デイサービスセンター	大光寺 450	22-2879								0
42	新川ヴィーラショートステイ	大光寺 450	24-6870								0
43	特別養護老人ホーム 新川ヴィーラ	大光寺 450	24-6126								0
44	魚津市西部 デイサービスセンター	大光寺 467-1	32-5566								0
45	坊丸の家	大光寺 1229	24-3335		○		○		0.5～3.0		0
46	坊丸の郷	大光寺 1234	23-5333		○		○		3.0～5.0		0
47	魚津市障害者 交流センター	大光寺 1235	23-5260		○	○	○		3.0～5.0		0
48	グループホーム大光寺	大光寺 1242-1	22-1313		○	○	○		3.0～5.0		0
49	坊丸	大光寺 1251	24-8330		○				3.0～5.0		0
50	片貝保育園	島尻 818	32-9005				○		3.0～5.0		0
51	地域密着型特別養護老人 ホーム片貝ヴィーラ	島尻 1520	32-7700				○		0～0.5		0
52	富山労災病院	六郎丸 992	22-1280			○	○		3.0～5.0		0
53	ひばり児童センター	六郎丸 1250-1	23-0500				○		0.5～3.0		0
54	かづみ認定こども園	吉島 132	22-6351			○	○		0～0.5		0
55	ぬくもりハウス 2 号館	吉島 200-1	24-6600				○		0～0.5		0
56	ぬくもりハウス 3 号館	吉島 200-1	24-6600				○		0～0.5		0
57	魚津病院 吉島デイサービス	吉島 200-3	24-6630								0
58	こみゆにていはうす愛夢	吉島 553-1	22-5789				○		0.5～3.0		0
59	吉島保育園	吉島 729	22-0802				○		0～0.5		0
60	うちくる魚津労災病院前	吉島 81-5	—				○		0.5～3.0		
61	魚津市東部 デイサービスセンター	吉島 1095-2	22-7772				○		0.5～3.0		0

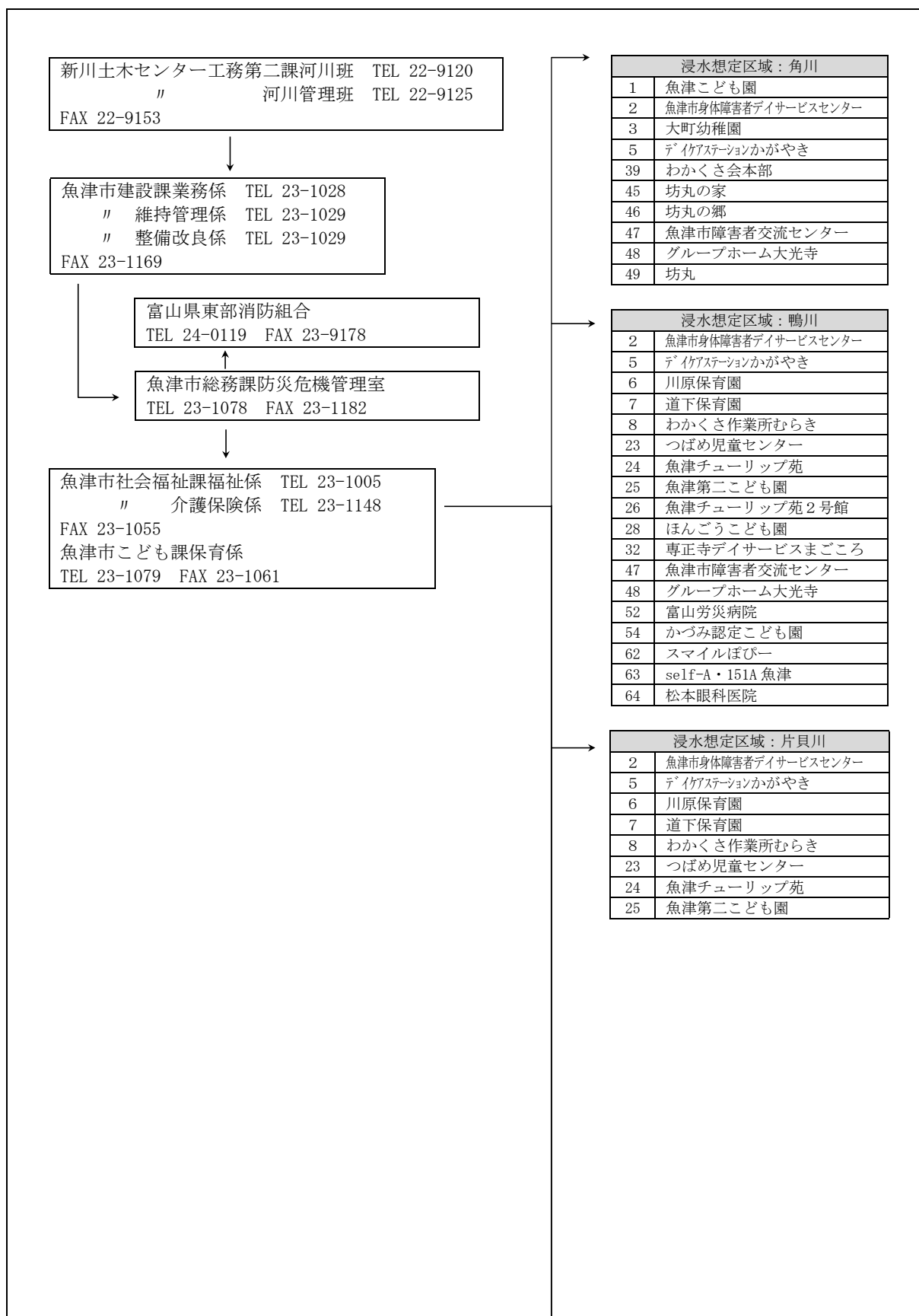
No.	施設名称	所在地	電話番号	危険要因						
				河川名					洪水想定 浸水深 (m)	土砂災害危険箇所等
				早月川	角川	鴨川	片貝川	布施川		
62	魚津地域福祉事務所 スマイルぽぴー	上村木 1-6-5	23-4035			○	○		0～0.5	
63	self-A・151A 魚津	上村木 1-8-6	55-1511			○	○		0～0.5	
64	松本眼科医院	釈迦堂 1-11-5	23-1200			○	○		0.5～3.0	
65	魚津オレンジ	北鬼江 142-1	32-3364				○		0.5～3.0	
66	すずめ児童センター	北鬼江 418-1	23-0522				○		0～0.5	
67	(デイサービス あんどの里ありそ館)	北鬼江 1177	24-1680			○	○		0～0.5	
68	障害者支援施設ひゞき	仏田 3468	22-8843							
69	ショートステイひゞき	仏田 3468	22-8843							
70	あんどの里 デイサービスセンター	仏田 3468	22-8808							
71	特別養護老人ホーム あんどの里	仏田 3468	22-8808							
72	青島保育園	青島 195-9	23-9171				○		0.5～3.0	
73	NPO のこのこ	寿町 12-28	32-5723				○		3.0～5.0	
74	経田 デイサービスセンター	東町 12-1	24-8472				○		3.0～5.0	
75	しんきろうハウス	東町 12-1	24-8866				○		3.0～5.0	
76	かもめ児童センター	浜経田 1096	23-1777				○		0.5～3.0	
77	経田保育園	経田西町 1-32	23-9170				○		0～0.5	
78	小規模多機能型居宅介護 事業所「経田ちょうろく」	経田西町 10-90	32-5143				○		0.5～3.0	
79	デイサービスむすびの里	天王 15	32-3637				○		0.5～3.0	
80	ワークサポートあゆみ	立石 161	24-4865				○		0～0.5	
81	ショートステイりんごの家	立石 205-2	23-0009							
82	魚津神経サナトリウム	江口 1784-1	22-3486				○		0.5～3.0	
83	ひかり荘	東尾崎 1076-1	31-7646							
84	深川病院	東尾崎 3484-1	31-6200					○	0.5～3.0	
85	深川病院 デイサービスセンター	東尾崎 3484-1	31-6200					○	0.5～3.0	
86	天神保育園	東尾崎 5471-1	31-7585				○		0.5～3.0	
87	グループホーム天神 金さん銀さん	天神野新 671	31-9085							
88	ぶどうの森	小川寺宇天神山 5852	31-6030							

※休止中の施設については、施設名称を()書きで記載。

令和6年7月1日現在

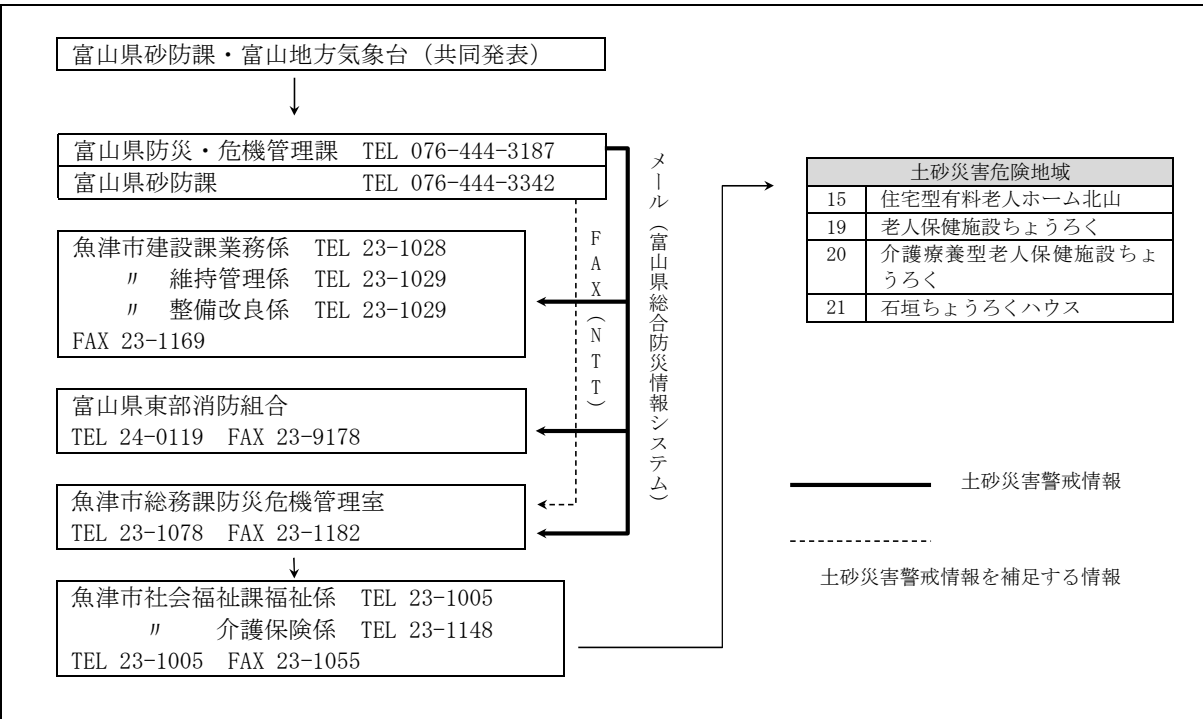
5-2 高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上配慮を要する者が利用する施設への情報伝達

■河川の水位情報（避難判断水位情報等）の伝達経路図



	→	浸水想定区域：片貝川	
		26	魚津チューリップ苑2号館
		28	ほんごうこども園
		32	専正寺デイサービスまごころ
		45	坊丸の家
		46	坊丸の里
		47	魚津市障害者交流センター
		48	グループホーム大光寺
		50	片貝保育園
		51	片貝ヴィーラ
		52	富山労災病院
		53	ひばり児童センター
		54	かづみ認定こども園
		55	ぬくもりハウス2号館
		56	ぬくもりハウス3号館
		58	こみゆにていはうす愛夢
		59	吉島保育園
		60	うちくる魚津労災病院前
		61	魚津市東部デイサービスセンター
		62	スマイルぼびー
		63	self-A・151A 魚津
		64	松本眼科医院
		65	魚津オレンジ
		66	すずめ児童センター
		72	青島保育園
		73	NPOのこのこ
		74	経田デイサービスセンター
		75	しんきろうハウス
		76	かもめ児童センター
		77	経田保育園
		78	経田ちょうろく
		79	デイサービスむすびの里
		80	ワークサポートあゆみ
		82	魚津神経サナトリウム
		86	天神保育園
	→	浸水想定区域：布施川	
		84	深川病院
		85	深川病院デイサービスセンター

■土砂災害情報（土砂災害警戒情報等）の伝達経路図



11-54	災害時における応急対策業務に関する協定書	富山県電気工事工業組合	平成28年11月1日
11-55	災害時における応急対策業務に関する協定書	富山県構造物解体協会	平成28年11月16日
11-56	災害時における情報の提供及び輸送業務に関する協定書	魚津タクシー協会	平成29年2月2日
11-57	災害発生時における魚津市と魚津市内郵便局の協力に関する協定書 地域における協力に関する協定書	魚津郵便局 西布施郵便局	平成29年7月18日
11-58	災害時における応急対策業務等に関する協定	公益社団法人富山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	平成29年10月5日
11-59	災害時における飲料水の供給に関する協定 災害時における緊急用燃料の供給等に関する協定	株式会社丸八	平成30年5月18日
11-60	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成31年4月8日
11-61	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	医療法人社団七徳会	令和元年8月1日
11-63	災害時における臨時災害放送局開設の協力に関する協定	株式会社新川コミュニティ放送	令和2年2月7日
11-64	地震災害時における被災建築物の応急対策活動の協力に関する協定書	一般社団法人富山県建築士事務所協会 公益社団法人富山県建築士会 公益社団法人日本建築家協会北陸支部 富山地域会	令和2年2月19日
11-66	災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	令和2年4月1日
11-67	災害時における物資の供給協力に関する協定書	株式会社アイザック	令和2年6月26日
11-68	災害時における物資供給等に関する協定書	UDリテール株式会社	令和2年10月13日
11-69	災害時等における宿泊施設の利用等に関する協定	アパホテル株式会社	令和2年11月4日
11-70	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	株式会社アイザック	令和2年11月20日
11-71	災害時における救援物資の供給および一時避難場所の提供に関する協定書	株式会社魚津興産	令和3年2月15日
11-72	災害時における救援物資集積場所の設置及び救援物資の輸送並びに一時避難場所の提供の協力に関する協定書	富山県生活協同組合 生活協同組合 CO・OP とやま	令和3年12月1日
11-73	大規模災害時における相互連携に関する確認書	北陸電力株式会社 北陸電力送配電株式会社	令和4年3月1日
11-74	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	医療法人社団福寿会	令和4年9月1日
11-75	災害時における連携に関する協定書	社会福祉法人魚津市社会福祉協議会 ライオンズクラブ国際協会 334-D 地区 1R3Z 魚津ライオンズクラブ	令和4年10月27日
11-77	「みんな元気になるトイレ」派遣協力等に関する協定書	一般社団法人助け合いジャパン	令和6年3月18日

11-78	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人魚津市社会福祉協議会	令和6年6月3日
-------	----------------------------	------------------	----------

【その他協定等一覧表】

■県外市町村

協 定 名		締 結 団 体 等	締 結 年 月 日
11-62	原子力災害時における掛川市民の県外広域避難に関する協定書	静岡県掛川市	令和元年9月6日

■その他・関係機関等

協 定 名		締 結 団 体 等	締 結 年 月 日
11-65	雪害時における緊急待避所等としての施設の使用に関する覚書	富山県 公益財団法人富山県文化振興財団 国土交通省北陸地方整備局	令和2年2月19日

【欠番】

協 定 名		締 結 団 体 等	解 約 年 月 日
11-49	災害時における救援物資の供給および一時避難場所の提供に関する協定書	ユニー株式会社アピタ魚津店	令和2年1月12日

手当の額の範囲内とする。

(2) 応援職員が業務遂行上に負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償に関する経費は、応援市の負担とする。

(3) 応援職員が、業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災市との往復途中において生じたものを除き、被災市がその賠償の責務を負うものとする。

(情報の交換)

第7条 両市は、本協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時相互の連絡体制、地域防災計画等についての情報交換をあらかじめ行うものとする。

(その他の交流)

第8条 両市は、災害時においてこの協定を効果的に機能させるため、平時より積極的な交流を推進し、相互理解を図るものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、両市が協議して決定するものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、協定を締結した日からその効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和5年7月26日

魚津市

魚津市長 村 椿 晃

国分寺市

国分寺市長 井 澤 邦 夫

11-77 「みんな元気になるトイレ」派遣協力等に関する協定書

(一般社団法人助けあいジャパン)

魚津市（以下「甲」という。）と一般社団法人助けあいジャパン（以下「乙」という。）は、トイレトレーラー「みんな元気になるトイレ」（以下「本件トイレ」という。）の派遣協力等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時における本件トイレの派遣要請及び派遣協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（登録）

第2条 甲は、本件トイレの派遣要請及び設置協力を行うにあたり、別紙に掲げる事項を事前に届けるものとする。（別紙 災害派遣ガイドライン「トイレ派遣に関する事前設定・登録事項」の登録）

（要請）

第3条 甲は、本件トイレの派遣要請をする必要が生じたときは、乙に本件トイレの派遣要請をするものとする。

2 乙は、前項による要請を受けたときには、本件トイレを所有する自治体に情報を共有するとともに、派遣について調整を行うものとする。

3 甲は、前項による派遣の調整の結果に基づき、派遣協力側自治体に対し、ファクシミリ、電話又は電信により派遣要請を行い、後日、遅滞なく文書により通知するものとする。

（協力）

第4条 甲は、乙から本件トイレの派遣要請を受けたときは、速かに当該派遣要請に応じて、指定された場所に本件トイレの派遣を行うものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、別に災害協定を締結する自治体へ本件トイレを派遣する必要がある等やむを得ない理由で乙の派遣要請に応じることができないときは、速かにその旨を乙に通知する。

3 第1項の派遣に係る経費の負担については、別に定める。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

令和6年3月18日

甲

乙

富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

魚津市長 村椿 晃

静岡県御殿場市東山990 御殿場コート4J

一般社団法人助けあいジャパン

代表 石川 淳哉

別紙

トイレトレーラー派遣に関する事前設定・登録事項								
1	自治体名	富山県 魚津市						
2	連絡先		①主担当			②担当		
		部署名						
		役職						
		担当者名						
		住所	〒			〒		
		電話番号						
		携帯電話						
		メールアドレス						
		LINE ID						
3	けん引免許所有者		所有者①			所有者②		
		組織・部署名						
		名前						
		携帯電話						
4	災害対策本部	住所						
		電話番号						
		メールアドレス						
5	トイレトレーラー派遣先	順位①	施設名称			住所 〒		
			想定避難者数		現地責任者		電話番号	
			設置・稼働場所					
		順位②	施設名称			住所 〒		
			想定避難者数		現地責任者		電話番号	
			設置・稼働場所					
		順位③	施設名称			住所 〒		
			想定避難者数		現地責任者		電話番号	
			設置・稼働場所					

※配置計画に基づき、優先順位の高い方から3か所を記載ください。

※配置計画の見本を参照いただき、各施設の設置場所詳細、水道、汚水渠等の位置を見取り図に示し添付してください。

11-78 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

(社会福祉法人魚津市社会福祉協議会)

魚津市（以下「甲」という。）と社会福祉法人魚津市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、大規模の災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、魚津市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における避難行動要支援者への避難援護について、甲が乙の運営する児童発達支援センターつくし学園（以下「対象施設」という。）に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

(対象者)

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、身体等の状況が特別養護老人ホーム、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその介護者をいう。

(指定施設)

第3条 本協定に基づき、福祉避難所として指定する施設は以下のとおりとする。なお、対象者の受入れは、4㎡につき1人（介護者がいる場合は4㎡につき2人）の収容を目安とする。

名 称	所 在 地	使用床面積	収容人数
児童発達支援センターつくし学園	魚津市大海寺野 1377	205.05 ㎡	48 人

(福祉避難所の開設)

第4条 甲は、災害が発生し、その被害が福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 甲は、前項に基づき福祉避難所を開設する際、原則として福祉避難所開設通知書（第1号様式）によりその旨を通知するものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭又は電話により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

(受入れの要請)

第5条 甲は、災害時において、第2条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

(手続き)

第6条 第5条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(管理運営)

第7条 第3条の要請に基づき開設した福祉避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙の通常の施設運営を阻害することのないよう、福祉避難所に必要な食料、日常生活用品の確保に努めるものとする。

(開設期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。
ただし、特段の事情により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、開設期間を延長することができる。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(福祉避難所の閉設)

第10条 甲は、災害の危険がなくなった場合、又は避難者を対象施設以外へ誘導した場合など、福祉避難所としての利用を終了する際は、乙に福祉避難所使用終了届（第2号様式）を提出するものとする。

(経費の負担)

第11条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとし、乙は甲に避難所使用費用請求書（第3号様式）により請求するものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協定締結期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、有効期間がさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方押印の上、各自1通を保有するものとする

令和6年6月3日

(甲) 魚津市釈迦堂一丁目10番1号
魚津市長 村 椿 晃

(乙) 魚津市新金屋二丁目13番26号
社会福祉法人 魚津市社会福祉協議会
会 長 福 留 正 二

(第1号様式)

福祉避難所開設通知書

年 月 日

<協定団体名>
<代表者役職><代表者名> 殿

魚津市長

「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書」第4条第2項の規定により、下記のとおり福祉避難所を開設します。

記

開設通知 担当者	氏名	
	電話番号	
通知日時	年 月 日 時 分	
開設理由 (災害名等)		
開設施設名		
開設期間	年 月 日～	
備考		

(第2号様式)

福祉避難所使用終了届

年 月 日

<協定団体名>

<代表者役職><代表者名> 殿

魚津市長

「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書」第10条の規定により、
下記のとおり福祉避難所の利用を終了します。

記

届出担当者	氏名	
	電話番号	
施設名		
期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
備考		

(第3号様式)

避難所使用費用請求書

魚津市長 <市長名> 殿

<協定団体名>
<代表者役職><代表者名>

「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書」第11条の規定により、
下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円(税込)

2 内 訳

内 容	単 価	数 量	金 額	備 考
合 計				

13-2 魚津市防災会議委員

区分		職 名	住所・TEL
会長		魚津市長	
第 1 号 (指定地方行政機関)		中部森林管理局富山森林管理署長	富山市黒崎字塚田割591-2 076-424-4931
		第九管区海上保安本部伏木海上保安部長	高岡市伏木錦町11-15 0766-45-0118
		北陸地方整備局富山河川国道事務所黒部 国道維持出張所長	黒部市荻生7180-1 52-1714
		北陸農政局富山県拠点地方参事官	富山市牛島新町11-7 富山地方合同庁舎 076-441-9300
第 2 号 (県)		富山県新川農林振興センター所長	魚津市新宿10-7 富山県魚津総合庁舎3階 22-9133
		富山県新川土木センター所長	魚津市新宿10-7 富山県魚津総合庁舎2階 22-9114
		富山県新川厚生センター魚津支所長	魚津市本江1397 24-0359
第 3 号 (警察)		魚津警察署長	魚津市本江1000 24-0110
第 4 号 (消防)		富山県東部消防組合の職員のうちから市 長が任命する者	魚津市本江3197-1 24-7980
第 5 号 (市)		魚津市副市長	
		魚津市企画部長	
		魚津市総務部長 (防災危機管理統括監)	
		魚津市民生部長	
		魚津市産業建設部長	
		魚津市上下水道局次長	
		魚津市教育委員会事務局長	
		魚津市産業建設部建設課長	
第 6 号		魚津市教育長	
第 7 号		魚津市消防団長	
第 8 号 (指定公共機関等)	指定公共 機 関	日本郵便㈱魚津郵便局長	魚津市本江1007 22-0400
		西日本電信電話㈱富山支店長	富山市東田地方町1-1-30 076-492-9501
		北陸電力㈱理事 新川支店長	魚津市江口504
		中日本高速道路㈱金沢支社 富山高速道路事務所長	富山市黒崎439 076-421-9063
	指定地方 公共機関	富山地方鉄道㈱総務課長	富山市桜町1-1-36 076-432-5530
		あいの風とやま鉄道㈱魚津駅長	魚津市釈迦堂1-1-1 88-0400
		㈱北日本新聞社新川支社長	魚津市吉島582-1 24-1111
	その他重要な 施設の管理者	独立行政法人労働者健康安全機構 富山労災病院長	魚津市六郎丸992 22-1280
第 9 号		魚津市自主防災組織連絡会長	

13-3 魚津市災害対策本部条例

昭和38年6月25日 魚津市条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第37条の規定により準用する同法第26条の規定に基づき、魚津市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 災害対策本部は、次に掲げる事務を掌理する。

- (1) 災害対策基本法第23条の2第4項の事務
- (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条第2項の事務

(組織)

第3条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第5条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月15日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月19日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月25日条例第19号）

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

◆関連計画

【計画・報告資料等】

平成 8 年度	魚津市防災アセスメント調査業務に係る報告資料
平成 19 年度	魚津市洪水ハザードマップ作成業務に係る報告資料
平成 21 年度	魚津市耐震改修促進計画
平成 21 年度	魚津市災害時要援護者避難支援プラン
平成 24 年度 平成 29 年度（改訂）	魚津市津波避難基本計画
平成 25 年度	魚津市避難所運営マニュアル作成指針
平成 26 年度	魚津市水道事業危機管理マニュアル
平成 26 年度	魚津市災害廃棄物処理計画
平成 30 年度	魚津市防災タイムライン
	魚津市水防計画（毎年改訂）

【ハザードマップ】

平成 17 年度	魚津市防災ガイド
平成 19 年度 令和 元年度（見直し）	魚津市洪水ハザードマップ
平成 21 年度 平成 29 年度（見直し）	魚津市土砂災害ハザードマップ
平成 21 年度	魚津市地震防災マップ
平成 24 年度 平成 29 年度（見直し）	魚津市津波ハザードマップ

魚津市地域防災計画

発 行 平成 2 1 年 3 月
最 終 改 定 令和 6 年 7 月

発行人 魚津市防災会議
住所 魚津市釈迦堂一丁目 10 番 1 号
(事務局 魚津市総務部総務課)